

Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）

第1章：総則

第1条（本約款の適用）

1. 「Learning Pit 利用約款（研修付帯サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して研修サービスに関するオンライン学習コンテンツ及び実践促進コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「研修付帯サービス」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。
2. 弊社が、Learning Pit サービス提供の過程で、別途定める細則及び運用ルール、並びに必要に応じて随時利用者に対して提示する注意事項等も本約款の一部を構成するものとします。

第2条（利用者の地位）

1. 本約款における「利用者」とは、本約款に同意・承諾の上、第7条に定める弊社所定の方法に従い、Learning Pit サービスの利用契約（以下、「Learning Pit サービス利用契約」といいます）を締結した法人をいうものとします。利用者の地位は、Learning Pit サービス利用契約の終了とともに失われるものとします。
2. Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って、Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。利用者は、ユーザー以外の者に、Learning Pit サービスを利用させてはなりません。

第3条（本約款の変更等）

弊社は、利用者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することができるものとしま

す。変更後の本約款（以下、「新約款」といいます）については、弊社が別途定める場合を除き、弊社が新約款を弊社のホームページ上に表示したとき、又は弊社が利用者に新約款を送付（電子メール等の電子的方法も含まれます）したときのいずれか早いときより1ヵ月の周知期間を経過することをもって有効となるものとします。

第2章：「Learning Pit サービス」の内容

第4条（サービス内容）

1. **Learning Pit サービス**とは、弊社が提供する研修サービスに組み込まれて提供されるサービス（以下、「研修付帯サービス」といいます）又はオンライン学習サービスとして単独で提供するサービス（以下、「オンライン学習サービス」といいます）であって、弊社が利用者に対し **Learning Pit** 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「**Learning Pit サービス**」とは研修付帯サービスを意味するものとし、**Learning Pit サービス**が組み込まれた研修サービスのことを単に「研修サービス」といいます。
 - (1) 第7条に従って成立した **Learning Pit サービス**利用契約に基づく個々の「個別コンテンツ」（**Learning Pit** で提供される個々のコンテンツを指し、以下、「個別コンテンツ」といいます）、個別コンテンツの配信システム、ユーザー管理機能、ユーザーからの問合せ対応機能等の提供及び運営
 - (2) その他付随的なサービス
2. 弊社は、利用者に事前の通知をすることなく、前項に定める **Learning Pit サービス**の内容の変更・追加・廃止等を行うことができます。ただし、**Learning Pit サービス**にて提供される個別コンテンツのうち、かかる変更等の時点で既に利用者と弊社間で **Learning Pit サービス**利用契約が成立済みの個別コンテンツについては、利用者は当該個別コンテンツの利用期間終了まで利用できます。
3. **Learning Pit サービス**は、弊社が事前に書面による承諾をしない限り、日本国内においてのみ提供し、又利用されるものとします。

第5条（第三者へのサービス委託）

1. 弊社は、本約款における弊社と同等の義務を負わせることにより、**Learning Pit サービス**の全部又は一部を、第三者たるコンテンツ提供会社又はシステム運営会社等（以下、「第三者サービス提供者等」といいます）に委託することができます。ただし、弊社の本約款における義務は、当該委託によって何ら軽減されるものではありません。
2. 前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等より、当該 **Learning Pit サービス**の

全部又は一部が直接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了解するものとします。

第6条（サービスの中断）

1. 弊社は、次に掲げる事由のあるときは、**Learning Pit** サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 弊社又は第三者サービス提供者等の設置又は利用するシステムの保守又は工事のためやむを得ない場合
 - (2) 弊社又は第三者サービス提供者等が設置又は利用するシステムに障害・作動不良等が発生した場合
2. 弊社は、前項の規定により **Learning Pit** サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章：「**Learning Pit** サービス」の利用申込、対価

第7条（**Learning Pit** サービス利用契約の成立）

Learning Pit サービスの利用を希望する法人（以下、「申込法人」といいます）は、弊社が別途定める申込書（以下、「申込書」といいます）により弊社に対して研修サービスを申し込み、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に **Learning Pit** サービス利用契約が成立するものとします。なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 弊社の定める取引基準に合致しないとき
- (2) 本条に基づき申告した内容に、虚偽の事実、記入漏れ又は誤記があることが判明したとき
- (3) 過去に本約款に違反したことがあるとき
- (4) 過去に本約款の利用者資格を取り消されたことがあるとき
- (5) その他弊社が利用者として不適切と判断したとき

第8条（対価）

Learning Pit サービスの利用の対価は、研修サービスの料金に含まれるものとします。

第4章：「**Learning Pit** サービス」利用上の遵守事項

第9条（パソコン等の調達）

利用者は、**Learning Pit** サービスを利用するために必要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。また、利用者は、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、**Learning Pit** サービスを利用するものとします。利用者が **Learning Pit** サービスを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。

第10条（ID・パスワードの管理）

1. 弊社は、ユーザーが **Learning Pit** サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザーID 及び弊社が発行したパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ）に基づき、**Learning Pit** サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。
2. 利用者は、**Learning Pit** サービスの利用にあたり発行されたユーザーID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます）の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。万一、かかる個人が届出なく使用、貸与又は譲渡したことが発覚した場合には、弊社は利用者への **Learning Pit** サービスの提供を中止し、利用者に対して当該研修サービスの受講料総額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。
3. 利用者は、ID 等を盗用された場合、速やかに弊社に連絡し、弊社の指示を受けるものとします。

第11条（届出内容の変更）

1. 利用者は、利用者の名称、住所その他弊社への届出内容に変更があった場合は、速やかに弊社に対しその旨を通知するものとします。
2. 管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報（メールアドレス、氏名など）に変更があった場合は、速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、管理者が登録したユーザーID に対して、弊社の許可なくユーザーを変更することを禁止します。
3. 管理者が前項の通知、訂正を怠ったことにより、利用者による **Learning Pit** サービス

の利用に支障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。

第12条（禁止行為及び利用者の義務等）

1. 利用者は、利用者自ら又は利用者以外の法人（利用者の親会社、子会社、関係会社等を含みます）もしくは個人（以下、当該法人及び個人をあわせて「第三者」といいます）をして、如何なる方法によっても、**Learning Pit** サービスに関し、複製、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含みます）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等を行うことはできません。
2. 利用者は、管理者、**Learning Pit** サービスが組み込まれた研修の受講者及びそのサポーター以外の者に **Learning Pit** サービスを利用させることはできません。
3. 利用者は、利用者自ら又は第三者をして、**Learning Pit** サービスと同一又は類似したサービスを作成したり、提供したりすることはできません。
4. 利用者は、**Learning Pit** サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為又は当該行為に該当する恐れのある行為をしないものとします。
 - (1) 弊社の書面による事前の承諾なしに、本約款に基づいて **Learning Pit** サービスを利用する権利を第三者に譲渡、移転、貸与する又は第三者への担保に供する行為
 - (2) 弊社、他の利用者、その他の第三者の著作権等の知的財産権を、弊社が使用許諾した範囲を超えて使用する行為
 - (3) 他の利用者の ID 等を不正に入手し **Learning Pit** にアクセスする、又はこれを自己もしくは第三者のために使用する行為
 - (4) 他の利用者、その他の第三者のプライバシーを侵害する、又はその機密情報（個人情報を含む）を第三者に開示もしくは漏洩する、あるいは自己もしくは第三者のために使用する行為
 - (5) コンピュータウィルス等有害なプログラム又は **Learning Pit** サービスの提供に支障を与えるおそれのあるプログラムを、**Learning Pit** に関連して使用又は提供する行為
 - (6) 弊社、他の利用者、その他の第三者を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為
 - (7) 弊社、他の利用者、その他の第三者に損害を与え、又は **Learning Pit** サービスの運営に支障を与えるもしくは与えるおそれのある行為
 - (8) **Learning Pit** サービスを通じ又はこれに関連して営利活動を行うなど、**Learning Pit** サービスの提供目的を逸脱する行為
 - (9) 事実あるいは公序良俗に反する情報を、**Learning Pit** を通じて他の利用者やその他の第三者に送信又は表示する行為
 - (10) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は弊社、他の利用者、その他の第三者に不利益を与えるもしくはそのおそれのある行為
5. 利用者が、**Learning Pit** サービスを利用するにあたり、管理者が行うべき作業等を第

三者に代行させる場合、利用者は、当該第三者に本約款における利用者と同等の義務を負わせたうえで、弊社が別途定める手続きに従い弊社に申し出るものとします。ただし、当該申し出があったとしても、当該第三者の行為はすべて利用者の管理者行為とみなされるものとします。なお、弊社は、当該第三者が Learning Pit サービスの提供に支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めません。

6. 利用者は、Learning Pit サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負うものとします。なお、利用者が当該事項を変更等したことにより Learning Pit サービスの利用に支障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。
7. 利用者は、ユーザー、従業員又は第三者の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできません。本約款に定める義務に違反した場合、利用者は、弊社又は第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負うものとします。

第13条（トラブル処理）

1. 弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに第20条に基づく Learning Pit サービス提供の中止等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
2. 前項に関して、弊社は利用者又はユーザーが送信又は表示する情報に関する行為の監視及び情報削除義務、並びに当該情報の正確性、特定の目的への適合性等の保証責任を負うものではありません。弊社が監視又は削除しなかったことにより利用者、ユーザー又は第三者が蒙った損害に関し、弊社は一切責任を負わないものとします。

第5章：著作権等の扱い

第14条（著作権等）

1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて利用者に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、利用者との関係において全て弊社に帰属します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者に権利が留保されるものとします。
2. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、Learning Pit の利用以外の目的で利用

することはできません。また、利用者は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。

3. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、**Learning Pit** サービスを通じて表示又は提供される著作物を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。

第15条（データ等の利用）

1. 弊社は、利用者による **Learning Pit** サービスの利用に関するデータ（**Learning Pit** サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、**Learning Pit** の閲覧履歴並びに利用履歴を含むがこれらに限られません）を分析、解析した後、利用者及びユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の **Learning Pit** サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。
2. 利用者は、**Learning Pit** サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答等（機密情報及び個人情報を除きます）について、その送信又は開示等をもって、弊社に対して当該コメント及び回答等を無償で自由に利用する権利（加工、抜粋、複製及び公開する権利、並びに著作権法第27条及び第28条に定める権利等を含みますがこれらに限られません）を許諾し、かつ、弊社及び弊社が使用させる第三者に対して著作権者人格権を行使しないことに同意したものとします。

第6章：個人情報の扱い

第16条（個人情報の扱い）

弊社が **Learning Pit** サービスの提供に際して利用者より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、弊社は、個人情報を機密として保持し、個人情報を取扱う業務を第三者サービス提供者等に委託する場合を除き、利用者の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩し、又 **Learning Pit** サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。ただし、法令に定めのある場合を除きます。弊社は、個人情報の漏洩・滅失・毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じます。

第7章：損害賠償

第17条（弊社の損害賠償）

弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、利用者に発生した直接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該損害賠償義務は、当該損害の直接の原因となった Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービスの受講料総額を限度とし、当該研修サービス終了後1年間に限り効力を有するものとします。

第18条（弊社の免責）

弊社は、弊社の責に帰さない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、前条に定める場合を除く Learning Pit サービスの利用に関して利用者が蒙った損害、その他下記の事由に起因して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 通信回線工事、又は通信回線の不通、不良等に起因して発生した損害
- (2) 停電（法定点検による停電も含む）に起因して発生した損害
- (3) 火災、地震、その他不可抗力に起因して発生した損害
- (4) 利用者の責に帰すべき事由に起因して発生した損害
- (5) 第6条第1項(1)又は(2)による Learning Pit サービスの中断に起因して発生した損害
- (6) アプリケーションソフトを故意に改造する第三者などハッカー等の介入に起因して発生した損害
- (7) 上記に準じることに起因して発生した損害

第19条（利用者の損害賠償）

利用者が本約款に違反して弊社又は第三者に損害を与えた場合、利用者は、その損害を賠償する義務を負います。

第8章：「Learning Pit サービス」提供の中止、解約等

第20条（弊社によるサービス提供の中止と解約）

1. 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知なくして、利用者に対する Learning Pit サービスの提供を中止し、解約することができるものとします。
 - (1) 研修サービスの料金等の債務について、支払期日を経過したにもかかわらず弊社に対して全額の支払いがなかったとき
 - (2) 本約款に違反し、弊社が相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わないとき

- (3) Learning Pit サービス利用契約成立後に、第 7 条各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
- (4) 利用者の行為が第 10 条第 2 項、第 12 条第 4 項各号のいずれか、第 14 条第 2 項又は第 3 項、もしくは第 21 条に該当することが判明したとき
- (5) 利用者において、手形の不渡り処分、破産、民事再生又は会社更生の申立て、租税公課の滞納処分、もしくは差押、仮差押、仮処分等の強制執行等があったとき
- (6) 解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
- (7) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (8) その他本約款に基づく義務の履行が困難になり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、研修サービスの料金及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金があった場合は返金しません。

第 9 章：雑則

第 2 1 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明します。かかる表明に違反した場合には、弊社と交わした全契約の解除を異議なく受け入れるものとします。

第 2 2 条（不可抗力）

弊社は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、その他合理的支配を越える事由による Learning Pit サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。

第 2 3 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、弊社の事前の承諾なく、本約款に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできないものとします。

第 2 4 条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本法とします。

第26条（協議）

本約款に定めなき事項又は解釈に疑義を生じた事項については、弊社と利用者間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

第27条（存続条項）

第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、第12条（禁止行為及び利用者の義務等）、第14条（著作権等）、第15条（データ等の利用）、第16条（個人情報の扱い）、第17条（弊社の損害賠償）、第18条（弊社の免責）、第19条（利用者の損害賠償）、第21条（反社会的勢力の排除）、第22条（不可抗力）、第23条（権利義務の譲渡禁止）、第24条（管轄裁判所）、第25条（準拠法）、第26条（協議）及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。

付 則

2018年3月16日 制定

2020年1月18日 改定

2020年3月12日 改定